

## 介護保険施設等における面接時の交通費助成基準

### 1. 目的

福島県外の求職者が福島県相双地域（相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）、いわき市及び田村市（以下「相双地域等」という）の介護保険施設等における介護職等の採用面接を受けた際の交通費を助成する。

### 2. 実施主体

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という）

### 3. 助成対象者

県外に居住している者（県外避難等により県内に住所を有しながら県外に居住している者含む）であって、相双地域等の介護保険施設等における介護職等の採用面接を受けた者（以下「面接を受けた者」という）

### 4. 助成対象となる費用

面接を受けた者の自宅の最寄り駅から介護保険施設等の最寄り駅までの往復の交通費（本会の規定に基づき計算した金額とする）

### 5. 助成対象とならない費用

宿泊費及びタクシー代

### 6. 助成金の申請・送金

助成金の申請は面接を行った介護保険施設等が行い、助成金は県社協から面接を受けた者に直接送金する。

（1）介護保険施設等は、県外からの求職者の面接終了後に次の書類を県社協に提出する。

①「介護保険施設等における面接時の交通費助成金申請書（様式1）」

②「介護保険施設等における面接時の交通費助成金 送金口座申請書（様式2）」 ※面接を受けた者が記入する

③面接を受けた者の履歴書の写し

（2）県社協は、介護保険施設等から提出された書類を審査し、助成金額確定後に面接を受けた者が指定する本人名義の口座へ送金する。

### 7. その他

（1）同一の面接を受けた者への助成は原則2回までとする。

（2）介護保険施設等での職場体験・見学終了後、引き続き採用面接を行った場合は、「介護保険施設等の職場体験・見学に対する交通費等助成」を優先し、本助成金は対象とならない。

(3) 本助成金以外の助成金・補助金との併用はできない。

(4) 本事業の目的と異なる場合や費用の範囲を超えた場合は対象とならない。

附 則

この基準は、平成 26 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(様式1)

被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業  
介護保険施設等における **面接時** の交通費助成金申請書

年 月 日

社会福祉法人  
福島県社会福祉協議会長 様

(施設・事業所) 住所 〒  
名称  
代表者名  
電話番号

印

本施設の採用面接を受けた者の交通費助成金を下記のとおり申請いたします。

記

1. 面接日 年 月 日

2. 求職者氏名

3. 求職者住所 〒

4. 求職者最寄駅 線 駅

5. 施設・事業所の最寄駅 線 駅

6. 採用面接の結果 ( 採用 ・ 不採用 ・ 未定 )

※採用の場合… ( 年 月入職予定)

7. 添付書類

(1) 介護保険施設等における面接時の交通費助成金 送金口座申請書 (様式2)

(2) 求職者の履歴書の写し

(担当者名 電話番号 FAX 番号 )

(様式2)

被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業

介護保険施設等における **面接時** の交通費助成金 送金口座申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

助成金の口座振込について、次のとおり申し出ます。

面接を受けた者

フリガナ 氏名	印	生年月日 年 月 日生 ( 歳)
住所 〒  〔最寄駅 … 線 駅〕		
電話番号		
本助成金の利用歴 (該当する方に○) ⇒ ある ・ ない ※本助成金の利用は2回まで		

つぎの①、②のいずれかに面接を受けた者の本人名義の口座を記入すること。

① ゆうちょ銀行以外の金融機関

金融機関	金融機関名	
	支店名	
	(金融機関コード)	—
	預金種類	普通 ・ 当座 ※該当する方に○
	口座番号	(左づめ)
口座名義	フリガナ	

② ゆうちょ銀行 ※通帳の表紙の裏 (記号・番号が印字されている部分) のコピーを添付すること

記号・番号	—
口座名義	フリガナ